

令和7年1月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

扇風機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
（うち石油ストーブ（開放式）1件、ガス栓（LPガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
（うち扇風機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 13 件
（うち空気清浄機（加湿機能付）1件、電気シェーバー2件、
装飾用電灯器具（LEDイルミネーションライト）1件、エアコン1件、
エアコン（室外機）1件、携帯電話機（スマートフォン）1件、電子レンジ2件、
IH調理器1件、電気ストーブ1件、衣類（下着、男性用）1件、
バッテリー（リチウムイオン、スマートフォン用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300480を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ユアサプライム株式会社が輸入した扇風機について

(管理番号：A202300480)

①事故事象について

ユアサプライム株式会社（法人番号：6010001059673）が輸入した扇風機を使用
中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は、首振り部の内部配線が断線したため、スパークが生じ
て出火したものと推定されますが、断線部周辺の焼損が著しいため、内部配線が断
線した原因の特定には至りませんでした。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下表③）について、事故の再発防止を図るた
め、2024 年（令和 6 年）12 月 9 日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品
について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、機種、J A Nコード、販売期間、対象台数

商品名	機種	JAN コード	販売期間	対象台数
壁掛扇風機	YTW-383DFR (W)	4979966570659	2022 年 3 月 ～ 2023 年 9 月	10,956
	YTW-N383DFR (W)	4979966570710		2,982
	YTW-393D (W)	4979966570642		13,098
	YTW-N393D (W)	4979966570703		2,986

2024 年（令和 6 年）12 月 9 日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：2.3%（2025 年 1 月 6 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2022 年度以降の事故の件数は、次
のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報
告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2024年度	0	—
2023年度	1	火災
2022年度	0	—

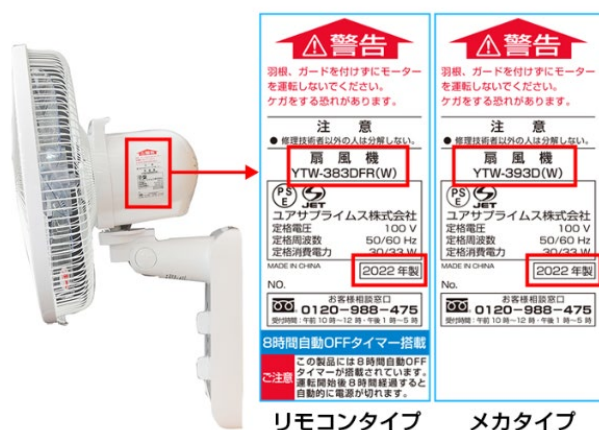
※当該事故（管理番号：A202300480）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>



- 交換前後の判別方法

リモコンタイプ	メカタイプ(引きひも式)
YTW-383DFR(W) YTW-N383DFR(W) をお持ちのお客様用	YTW-393D(W) YTW-N393D(W) をお持ちのお客様用
型番 YTW-3831FFR(W) 	型番 YTW-3931F(W)



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者による回収及び交換が行われていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ユアサプライム株式会社 回収・交換窓口

受付時間 : 10時～17時

電話番号 : 0120(587)022

オンライン受付フォーム(24時間) : https://www.yuasa-p.co.jp/recall_wall-fan_2024/

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：江藤、山田、遠藤

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400999	令和6年12月20日	令和7年1月6日	石油ストーブ(開放式)	SX-EA24Y	株式会社コロナ	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202401000	令和6年12月18日	令和7年1月6日	ガス栓(LPガス用)	G56A	光陽産業株式会社	火災 死亡1名	当該製品に接続した開放式ガス温風暖房機(LPガス用)を点火しようとしたところ、爆発を伴う火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	製造から40年以上経過した製品 開放式ガス温風暖房機(LPガス用)に関する事故(A202400989)と同一 令和6年12月20日に経済産業省産業保安グループにて公表済 令和6年12月26日に消費者安全法の重大事故等(ガス栓、ガスファンヒーター(LPガス用))として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300480	令和5年8月25日	令和5年9月5日	扇風機	YTW-383DFR(W)	ユアサプライムス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、首振り部の内部配線が断線したため、スパークが生じて出火したものと推定されるが、断線部周辺の焼損が著しいため、内部配線が断線した原因の特定には至らなかった。	岡山県	令和5年9月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和6年12月9日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:2.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400998	令和6年12月24日	令和7年1月6日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202401001	令和6年12月16日	令和7年1月6日	電気シェーバー	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202401002	令和6年12月23日	令和7年1月7日	装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品の一部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202401003	令和6年12月23日	令和7年1月7日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品及びUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202401004	令和6年12月26日	令和7年1月7日	エアコン	火災	事業所で異臭及び発煙がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から15年以上経過した製品
A202401005	令和6年12月 ※不明	令和7年1月7日	エアコン(室外機)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月26日
A202401006	令和6年12月9日	令和7年1月7日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月23日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401007	令和6年12月14日	令和7年1月8日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202401008	令和6年12月9日	令和7年1月8日	電子レンジ	火災	発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品の庫内及び周辺の一部を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月20日
A202401009	令和6年12月10日	令和7年1月8日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、発煙する火災が発生し、当該製品の上に置いていた鍋の底を焼損した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月26日
A202401010	令和7年1月1日	令和7年1月8日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A202401011	令和6年12月6日	令和7年1月8日	衣類(下着、男性用)	重傷1名	当該製品を着用したところ、足に皮膚炎を発症した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大事故として認識したのは令和6年12月19日
A202401012	令和6年12月3日	令和7年1月8日	バッテリー(リチウムイオン、スマートフォン用)	火災 軽傷1名	飲食店で当該製品を装着したスマートフォンをズボンのポケットに入れていたところ、当該製品から発火する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年12月23日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし